

# 事業概要シート

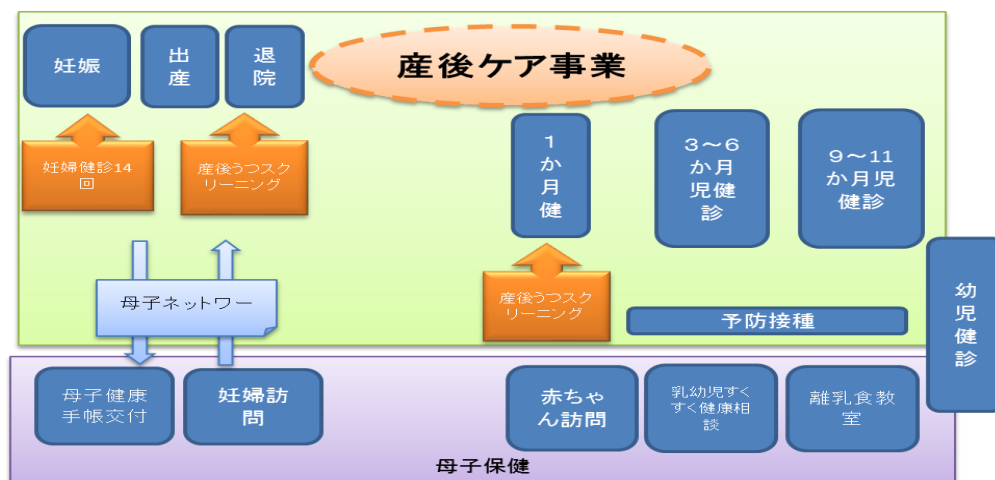
施策 0102 親と子の健康増進

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計  
 ※ 補正予算要求時は今回の補正予算額を除く。  
 ※ 次年度予算要求時は次年度繰越額を除く。

事業名	乳幼児健康相談事業	拡充	予算額	4,565 千円
			《 2,476 》千円	
事業期間	昭和50年度 ~	財源内訳	国庫支出金	1,680 千円
根拠法令要綱等	母子保健法 第2次健康おおむら21計画		県支出金	742 千円
			地方債	0 千円
			その他	939 千円
		一般財源	1,204 千円	

**【事業の目的・概要・対象】**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。  
 ①「乳幼児すくすく健康相談」1回/月、保健師等による相談  
 ②「離乳食教室」1回/月、管理栄養士による相談  
 ③「子育て世代包括支援センター」コーディネーターによる支援。  
**【拡充】産後ケア事業の推進（「子育て世代包括支援センター」）**  
 家族等の支援を得られない、出産後4か月までの子育てに不安が強い産婦に対して、ショートステイやデイサービス等を利用し助産師等の専門的なスタッフによる指導を受けることにより、安心して子育てができるよう支援体制の構築を図る。  
**【事業内容】**  
 ①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導  
 ②母親の心理的ケア  
 ③適切な授乳ができるためのケア（乳房ケアを含む）  
 ④育児の手技についての具体的な指導及び相談  
 ⑤その他、生活の相談、支援  
**【事業の種類】**  
 ①ショートステイ（宿泊型）  
 病院、助産所等の空きベッドを活用した宿泊による実施  
 ②デイサービス型（通所型）  
 病院、助産所等に来所し、日帰りによる実施



**【背景】**

妊娠中から出産、産後、退院するまでの間は、医療機関等の支援を受けることができるが、退院後に自宅等に戻り、特に1ヶ月健診までの支援の狭間に育児負担が増すことにより、うつ傾向が現れ、その後の健全な母子関係の構築が妨げられると言われている。  
 母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細やかな産後ケア事業を実施することで、健全な母子関係の構築や虐待の予防に寄与できると考える。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	西村 隆
担当者	松崎 さつき	問合せ先	0957-54-9100

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	乳幼児すくすく健康相談実施回数	計画値 人	12	12	12	12	12
②	離乳食教室実施回数	計画値 人	24	24	24	24	24

### 【成果指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	乳幼児すくすく健康相談の参加延べ人数	計画値 人	416	516	466	466	466
②	離乳食教室の参加延べ人数	計画値 人	301	310	310	310	310

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事業費	133	134	2,476	4,565	4,565	4,565	16,438
国庫支出金			886	1,680	1,680	1,680	5,926
県支出金			886	742	742	742	3,112
地方債							0
その他				939	939	939	2,817
一般財源	133	134	704	1,204	1,204	1,204	4,583
人件費	2,763	2,400	3,781	3,781	3,781	3,781	20,289
職員(人)	0.38人	0.33人	0.52人	0.52人	0.52人	0.52人	2.79人
時間外勤務(h)	0h	0h	0h	0h	0h	0h	0h
嘱託員(人)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
フルコスト	2,896	2,534	6,257	8,346	8,346	8,346	36,727

妥当性 (市の関与)	産後うつスクリーニング検査においてリスクが高い産婦を把握し、保健師・助産師等が支援の必要な産婦を継続してサポートしている。産科医療機関と連携し、市が関与する事は妥当である。
有効性 (施策貢献度)	妊娠中は約10%、産後は約10から15%にうつ病が発症すると言われている。産後に十分なケア等を行うことにより、健全な母子関係の構築ができ、子どもの発育を促すことにつながる。また、産後の自殺予防や虐待を予防することができる。
効率性 (コスト)	産後ケア事業を利用する者からは一部負担金を徴収する。生活保護受給世帯や低所得者世帯(住民税非課税世帯等)は、比較的、周囲から十分な支援を得られない等のリスクが高いことから負担金の免除等行う。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり